

富士見市小規模工事受注希望者登録要領

1 目的

富士見市内の建設工事や修繕工事等の請負業者で、建設業法に定める建設業許可を受けていないなどにより、市が発注する工事等の競争入札参加資格審査（以下「入札参加資格審査」という。）の申込みができない者を対象に、市が発注する小規模な工事や修繕等（以下「小規模工事」という。）の受注を希望する者をあらかじめ登録させ、小規模工事の発注の際の業者選定の資料とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、積極的に活用することで市内業者の育成と経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録できる者

- (1) 法人にあつては、主たる事業所の所在地が富士見市内にあること。
- (2) 個人にあつては、代表者の住民登録が富士見市内にあること。

3 登録できない者

- (1) 入札参加資格審査の申込みをしている者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ていない者
- (4) 希望業種を履行するために必要な許可又は免許等を有しない者

4 登録申請の方法

登録を希望する者は、小規模工事受注希望者登録申請書（様式第1号）により、総務部管財課に提出しなければならない。

なお、登録にあつては、許可又は免許等（以下「許可等」という。）を必要とする業種の場合は、その許可証又は免許証等の写しを添付しなければならない。

5 登録の受付

平成21年10月13日から開始する。

6 登録の有効期間

平成21年11月1日から平成23年10月31日までとし、以後、2年ごとに申請により登録するものとする。

7 登録及び取扱い

市は、登録の申請があつたときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、小規模工事受注希望者登録名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登載し、これを全庁に公開し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積り参加の機会を与えるよう努める。なお、当該業者選定においては、入札参加資格者の選定を否定するものではない。

8 名簿の公開

名簿は、必要に応じ一般にも公開するものとする。

9 対象となる契約

この登録に基づき行われる契約は、特に法的に必要な登録、許可等を要するも

のを除き、無審査であることから、選定の対象とする小規模工事は内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる契約金額1件50万円未満のものに限定する。

10 契約保証金

名簿に登録された者との契約締結に際しては、富士見市契約規則第26条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

11 名簿登録の抹消

名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当したときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 法人にあつては、主たる事業所の所在地が富士見市からなくなったとき。
- (2) 個人にあつては、代表者の住民登録が富士見市内からなくなったとき。
- (3) 入札参加資格審査の申込みを行ったとき。

12 変更届の提出

名簿登載者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに小規模工事受注希望業者登録変更届（様式第3号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の印（法人に限る。）
- (3) 代表者名
- (4) 所在地及び電話番号